

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号				
不利益処分の種類	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等	根拠条項	第92条第1項				
処 分 基 準	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第92条第1項各号</p> <p>(2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第39号）</p> <p>(3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 NO	